

信州型フリースクール向け研修事業業務委託受託者の評価方法

1 評価の概要

- (1) 評価は、評価要領に定める評価会議構成員（以下、「評価員」という。）が行う。
- (2) 応募者が1者のみの場合、プレゼンテーションは行わず、書類審査のみとする可能性がある。
- (3) 評価の結果において、得点が最低基準（評価を行った評価員の配点合計上限の6割）以上の応募者を委託候補者とする。
- (4) いずれの提案者の得点も基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は再度公募を検討するものとする。
- (5) 評価は、過半数の評価員による評価により成立することとする。

2 評価対象

企画提案書及び添付書類についてプレゼンテーションを参考に評価する。

（応募者が1者の場合は書類審査と可能性がある。）

3 評価の観点

別紙「信州型フリースクール向け研修事業業務委託受託者評価表」（以下、「評価表」という）のとおり。

4 採点

各評価員は、「2 評価対象」に対して「3 評価の観点」により、次の5つの項目について評価を行い、採点する。

- ① 業務の実施体制
- ② 業務の内容
- ③ 業務の運営
- ④ 業務に要する経費
- ⑤ その他の事項

評価は、評価表を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、さほど評価できないものは「可」、また、特別に優れていると判断できるものは「優」、また、特別に評価できないものは「不可」とする。

得点率は次のとおりとする。

項目	優	良	普通	可	不可
得点率	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

評価点は次のとおりとする。（1提案者当たり100点満点）

項目	優	良	普通	可	不可
評価事項【①】	35	28	21	14	7
評価事項【②】	35	28	21	14	7
評価事項【③】	10	8	6	4	2
評価事項【④】	10	8	6	4	2
評価事項【⑤】	10	8	6	4	2

5 選定の方法

- ・各評価員が行った採点を総計して、最も得点の高い1者を委託候補者として選定する。
- ・最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から、各評価員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定する。
- ・最も得点の高い者の評価点が60点未満の場合は、選定しない。

信州型フリースクール向け研修事業業務委託受託者評価表

評価員氏名：

提案者名					
得点率	優… 1.0	良… 0.8	普通… 0.6	可… 0.4	不可… 0.2
項目	評価の観点	評価	配点	点数	
【評価事項①】 業務の実施体制	○これまでに研修会の実施やオンライン研修サイトの運営などの業務実績があるか。 ○不登校児童生徒への対応やフリースクールの運営に係る研修について実績がある等、業務を適切に行うことができるノウハウ等があるか。	優 良 普通 可 不可	35 28 21 14 7		
【評価事項②】 業務の内容	○不登校児童生徒への支援やフリースクールの運営について、国や県の現状と課題を踏まえ、根拠を明確にした研修内容が提案されているか。 ○業務遂行のスケジュールが明確に示されているか。	優 良 普通 可 不可	35 28 21 14 7		
【評価事項③】 業務の運営	○研修を円滑に実施するための提案がなされているか。 ○オンライン研修サイトの運営方法が適切か。	優 良 普通 可 不可	10 8 6 4 2		
【評価事項④】 業務に要する経費	○業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられているか。	優 良 普通 可 不可	10 8 6 4 2		
【評価事項⑤】 その他の事項	○各分野の関係機関との円滑な連携が期待できるか。 ○その他、特記事項の記載内容等から評価すべき点があるか。	優 良 普通 可 不可	10 8 6 4 2		
	合 計				